

金融庁における法令適用事前確認手続（回答書）

平成 20 年 6 月 30 日

（照会者） 殿

金融庁監督局 銀行第一課長

平成 20 年 6 月 9 日付けをもって照会のあった件につきまして、金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則 3. (3) の規定に基づき、下記のとおり回答します。また、本件照会文書に対する回答は、本件照会に係るシステム開発が完了した日又は回答から 7 ヶ月を経過した日のいずれか早い日まで公開を延期します。

なお、本回答は、照会対象法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令（条項）との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもあります。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではありません。

記

1. 回答

照会のあった広告掲載兼事務処理事業及び融資シミュレーションサービス事業において照会者が行なおうとする一連の行為については、銀行法第 2 条第 14 項に規定する銀行代理業には該当しないものと考えられ、同法第 52 条の 36 に規定する銀行代理業の許可を受けることなく当該広告掲載兼事務処理事業等を営む場合にあっては、同法第 61 条に規定する罰則が適用されることはないものとする。

2. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

(1) 「銀行代理業」とは、銀行のために、預金等の受入れ、資金の貸付け等又は為替取引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行なう営業をいうが、媒介に至らない行為を銀行から受託して行う場合は、銀行代理業の許可を得る必要はない。

なお、「銀行のために」とは、銀行からの直接又は間接的な委託により行う行為をいい、「媒介」とは、一般に、他人間の法律行為の成立に尽力する行為をいう。

(2) 「Web サイト等に広告を掲載する行為」については、銀行から入稿された融資商品に関する広告を照会者が運営・管理する Web サイト及びメールマガジンに掲載し、当該メールマガジンを配信するに止まる行為であり、照会者が貸付け契約の締結を直接働きかけるものではないと認められる。

(3) 「資料請求・相談申込データを取次ぐ行為」については、顧客が照会者の運営・管理する Web サイトに入力した資料請求・相談申込データを、銀行が Web 上閲覧できる状態に置くに止まる行為であり、照会者が貸付け契約の締結に直接関わる役務を提供するものではないと認められる。

- (4) 「財務データ等及び融資シミュレーション結果を取次ぐ行為」については、顧客が照会者の運営・管理するWebサイトに入力した財務データ等を、銀行がWeb上閲覧できる状態に置くとともに、当該銀行が保有するスコアリングモデルにより試算した結果を、顧客がWeb上閲覧できる状態に置くに止まる行為であり、照会者が貸付け契約の締結に直接関わる役務を提供するものではないと認められる。
- (5) その他、貸付け契約の締結の勧誘や契約の勧誘を目的とした商品説明等、契約締結に至る交渉や手続きは、全て銀行と顧客の間で行なわれ、貸付け契約の締結に当たっての照会者の関与は一切ない。
- (6) 以上の事実を前提にすれば、照会者の行なおうとする行為は、銀行からの委託により行なうものの、銀行と顧客の貸付け契約の成立に尽力するものではなく、貸付け契約の媒介に至らない行為と認められ、銀行法第2条第14項に規定する銀行代理業に該当しないものとする。

以上